

とっとり 市議会 だより

2月定例会を、2月24日から3月22日までの28日間にわたって開催しました。

本定例会では、会期を1日延長し、議員提出議案として「鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例」が提案され、全会一致で可決しました。

市長提出議案では、平成24年度当初予算や平成23年度補正予算等、86件が提案されました。当初予算については、予算審査特別委員会で総括質疑や分科会での審査等を行いました。

また、保育園や学校の耐震補強事業、「鳥取市暴力団排除条例」や「鳥取市介護保険条例」等の市民生活に関わる条例制定等について審議し、全議案とも原案のとおり可決・同意しました。

なお、代表質問には4会派から4人、各個質問には30人の議員が登壇し、活発な議論が展開されました。

主な記事

平成24年度当初予算決まる	P2～P3
代表質問	P4～P5
各個質問	P6～P13
鳥取市庁舎整備に関する住民投票について	P14～P15
請願・陳情ほか	P15
附議案等議決結果	P16

No.156
平成24年
2月
定例会号



「鳥取砂丘砂の美術館」がグランドオープン

表紙写真を募集しています。詳しくはP16をご覧ください。

議会に関するご意見・お問い合わせ

鳥取市議会事務局

〒680-8571 鳥取市尚徳町1 1 6番地 TEL(0857) 2 0-3 3 4 3 FAX(0857) 2 0-3 0 4 9
E-mail:gikai@city.tottori.lg.jp

平成24年度当初予算決まる

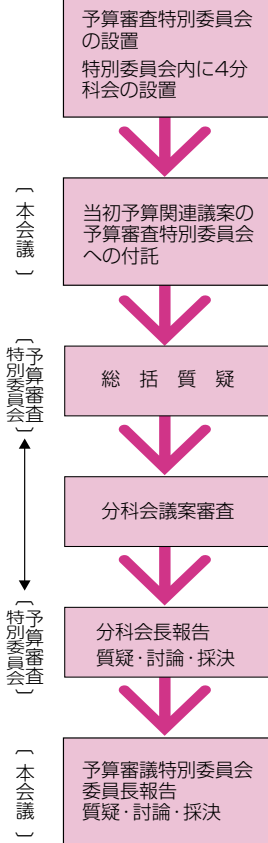


一般会計予算の採決模様

市議会は、行政の透明性や公平性をチェックする役割や、議員が自身の活動で得た情報に基づき政策を提案する役割を担っています。そして何よりも「市長が提案する予算や条例の可否を決定する」議決権が与えられており、この議決に基づき、初めて予算や条例が具体化します。

今定例会では、予算審査特別委員会を設置し、その中で詳細な検討を行う分科会を置き、平成24年度当初予算の審査を行いました。この結果、当初予算について原案どおり可決しました。

予算審査特別委員会の流れ



平成24年度の主な事業

- 子宮頸がん等予防接種費助成事業
- 南部地域総合公共交通システム実証運行事業
- 求人・求職データベース雇用促進奨励事業
- 湖山池汽水湖化に伴う周辺農業振興対策事業

予算審査特別委員会

予算審査特別委員会の構成

委員長 田村 繁 巳	副委員長 有松 数 紀
総務企画分科会 分科会長 高見 則 夫	福祉保健分科会 分科会長 児 島 良
文教経済分科会 分科会長 入江 順 子	建設水道分科会 分科会長 谷 口 秀 夫

委員会報告

次の7点について報告がありました。

国の緊急雇用創出事業費
関連事業について

むらとまち交流推進事業、及び町内会加入促進事業は、国の緊急雇用創出事業費を財源として、むらとまち交流員の設置や自治連合会との協調によって行われる事業です。これらの事業の成果は、一朝一夕にあらわれ

検討されるよう求めます。

障がい児福祉について

児童福祉法の改正に伴い、鳥取市の児童発達支援体制の見直しが行われ、障がいがある子どもへの早期発見・早期療育に努めるため、中核的な療育施設となる「こども発達・家庭支援センター」の設置が予定されています。

文化振興費について

文化振興費については、昨年度の当初予算と比較し減額されています。文化芸術は、人々に感動を与え、市民がいきいきと暮らすことの基盤となるものです。景気が低迷し、雇用情勢や地域経済の動向に予断を許さない状況の中で、文化芸術が人や社会に与える効果は、計りしれないものがあります。このようなときにこそ、文化芸術のもつ様々な力で豊かな市民生活を実現していくべきであります。文化振興費の充実について

中央保健センターを初めとする市の関係機関が「こども発達・家庭支援センター」を中心に連携し、障がい児の成長段階に応じた一貫した支援及びその家族の支援を行うこととしていますが、福祉関係機関のみならず、学校教育の面からも支援が必要であると考えられます。今後は、福祉関係の部署はもとより教育委員会を始めとした他の行政機関や外部団体等との連携を深め、障がいがある子どもたちの支援を厚く行っていたりたく望みます。

医療従事者の確保について

全国的に医師、看護師は慢性的に不足しており、特に本市立病院においても循環器内科の医師を確保することが急務であるとお聞きしております。また、看護

平成24年度鳥取市議会定例会附議案等議決結果(予算41件)

議案番号	案件名と概要	議決結果
1	平成24年度鳥取市一般会計予算(予算額88,133,000千円)	原案可決
2	平成24年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算(予算額381,717千円)	原案可決
3	平成24年度鳥取市簡易水道事業費特別会計予算(予算額1,254,981千円)	原案可決
4	平成24年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計予算(予算額44,473千円)	原案可決
5	平成24年度鳥取市駐車場事業費特別会計予算(予算額26,875千円)	原案可決
6	平成24年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算(予算額19,527,863千円)	原案可決
7	平成24年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算(予算額6,763千円)	原案可決
8	平成24年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算(予算額56,394千円)	原案可決
9	平成24年度鳥取市土地取得費特別会計予算(予算額1,444千円)	原案可決
10	平成24年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算(予算額23,953千円)	原案可決
11	平成24年度鳥取市介護保険費特別会計予算(予算額15,605,003千円)	原案可決
12	平成24年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算(予算額10,571千円)	原案可決
13	平成24年度鳥取市温泉事業費特別会計予算(予算額57,308千円)	原案可決
14	平成24年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計予算(予算額69,031千円)	原案可決
15	平成24年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計予算(予算額81,811千円)	原案可決
16	平成24年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算(予算額1,799,419千円)	原案可決
17	平成24年度鳥取市水道事業会計予算(予算額5,764,742千円)	原案可決
18	平成24年度鳥取市工業用水道事業会計予算(予算額30,722千円)	原案可決
19	平成24年度鳥取市下水道等事業会計予算(予算額15,113,295千円)	原案可決
20	平成24年度鳥取市病院事業会計予算(予算額8,312,916千円)	原案可決
21	平成23年度鳥取市一般会計補正予算(第7号) (補正前91,932,013千円 補正額▲1,558,450千円 補正後90,373,563千円)	原案可決
22	平成23年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算(第2号) (補正前462,138千円 補正額▲68,207千円 補正後393,931千円)	原案可決
23	平成23年度鳥取市下水道事業費特別会計補正予算(第3号) (補正前9,090,323千円 補正額▲49,263千円 補正後9,041,060千円)	原案可決
24	平成23年度鳥取市簡易水道事業費特別会計補正予算(第4号) (補正前1,164,112千円 補正額▲42,184千円 補正後1,121,928千円)	原案可決
25	平成23年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号) (補正前61,298千円 補正額▲1,508千円 補正後62,806千円)	原案可決
26	平成23年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第3号) (補正前19,278,348千円 補正額▲212,004千円 補正後19,066,344千円)	原案可決
27	平成23年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計補正予算(第1号) (補正前11,995千円 補正額▲8,821千円 補正後3,174千円)	原案可決
28	平成23年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算(第1号) (補正前74,042千円 補正額▲1,297千円 補正後75,339千円)	原案可決
29	平成23年度鳥取市墓苑事業費特別会計補正予算(第2号) (補正前24,427千円 補正額▲1,330千円 補正後23,097千円)	原案可決
30	平成23年度鳥取市集落排水事業費特別会計補正予算(第3号) (補正前2,729,822千円 補正額▲18,591千円 補正後2,748,413千円)	原案可決
31	平成23年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第3号) (補正前15,233,444千円 補正額▲62,833千円 補正後15,170,611千円)	原案可決
32	平成23年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算(第2号) (補正前12,759千円 補正額▲3,257千円 補正後9,502千円)	原案可決
33	平成23年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算(第1号) (補正前56,889千円 補正額▲1,858千円 補正後55,031千円)	原案可決
34	平成23年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計補正予算(第1号) (補正前81,811千円 補正額0千円 補正後81,811千円)	原案可決
35	平成23年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第2号) (補正前1,770,506千円 補正額▲21,319千円 補正後1,791,825千円)	原案可決
36	平成23年度鳥取市水道事業会計補正予算(第2号) (補正前5,511,607千円 補正額▲108,002千円 補正後5,403,605千円)	原案可決
37	平成23年度鳥取市工業用水道事業会計補正予算(第1号) (補正前27,412千円 補正額▲1,215千円 補正後28,627千円)	原案可決
38	平成23年度鳥取市病院事業会計補正予算(第2号) (補正前8,772,898千円 補正額▲338,852千円 補正後8,434,046千円)	原案可決
81	平成23年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)(繰越額3,202,890千円)	原案可決
82	平成23年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算(第3号)(繰越額149,436千円)	原案可決
83	平成23年度鳥取市簡易水道事業費特別会計補正予算(第5号)(繰越額384,930千円)	原案可決

師においては院内託児所の設置による職場環境の整備や、正看護師や認定看護師の資格取得への支援を行ってきていることは承知してはいますが、まだまだ看護師の数が不足しているのが実情であります。先の本会議一般質問でも取り上げられたところでありますが、看護師確保については、県に対し看護職員養成機関の定員数の増加要請、また市内に看護師養成機関の新設、あるいは増設を図るなどの努力をされ、看護師の不足解消のため全庁をあげて取

り組まれるよう望みます。観光について
いよいよ4月14日には世界初となる全天候型の砂像展示施設「砂の美術館」がオープンいたします。この事業を成功させるためには、県外市外からのくらしいお客様を引き込めるかが鍵となります。市場のルールに遅れることなく魅力を先読みし、早めの情報提供に努めるよう要望します。また、砂丘エリア全体での経済効果が見込まれるような仕組みづくりを求めます。

恋人の聖地として選定された白兔海岸では、四季ごとにイベントを実施されるなど、市民や県外からの誘客に取り組まれているところですが、効果が出る領域をしっかりと見定め、「恋人の聖地」としてイメージしやすいような景観づくりとともに、お客様を安全に誘導できる対策を都市整備部とともに講じるよう求めます。

現在、任意団体として活動している鳥取市観光協会は、4月に一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会となり、旅行業やコンベンションなど、新たに事業を展開しようとしています。この法人化の目的の一つは、自主事業を行っていくことによりしっかりと収益を上げることでありと考えておりますが、いずれは行政主導で行っている観光分野を民間産業の形態へ移行できるように、人材を育てるための自立した組織となるための対策を打っておくことを求めます。

農業振興について
今まで、生産に重きを置いて農業振興に取り組まれていたことは理解いたしましたが、農業も産業であるため、生産と販売はワンパッケージと考えます。的確に市場のニーズを考えたいうえで、早めの農業戦略を打っていくことを求めます。

河原インター山手工業団地に関連した上下水道整備について
河原インター山手工業団地に関連した上下水道整備については、将来に向けての大規模な先行投資であります。関係部署と綿密な連携、調整を行うとともに、事業規模の精査や整備のあり方などを十分に検討し、市民に新たな負担が生じないような水道事業及び下水道事業の将来をしっかりと見据えた事業執行を行っていただくことを求めます。

2月定例会

一般質問

本誌では、各議員の質問の中から、それぞれ1項目についての質問と答弁の要旨を掲載します。
 代表質問とは4人以上の会派を代表して行う質問のことで、各個質問とは議員一人ひとりが行う質問のことをいいます。
 なお、議事録の全文は、5月下旬より市議会ホームページから閲覧できますのでご利用ください。

代表質問	P4~P5
各個質問	P6~P13
福祉・医療	P6
まちづくり	P7
安全・安心	P8
市庁舎整備	P10
経済・雇用	P11
農林水産業	P11
教育	P12
環境	P13
情報	P13
行財政改革	P13

代表質問

新



島谷 龍司

- 1 平成24年度一般会計予算について
- 2 マニフェストについて
- 3 庁舎整備について
- 4 未利用公有財産について
- 5 安心・安全なまちづくりについて
- 6 男女共同参画施策について
- 7 高齢者福祉施策について
- 8 雇用対策について
- 9 農業振興について
- 10 バス路線網再編計画について
- 11 鳥取駅周辺再生の取り組みについて
- 12 可燃物処理施設について
- 13 病院事業について



平成22年11月に小児科を再開した市立病院

マニフェストについて

問 平成22年の選挙時の市長マニフェスト達成状況と自己評価について尋ねる。また、変化する社会情勢を踏まえた新たな目標設定の

もと、思い切った施策展開が必要だと考えるが、任期後半を迎えるに当たりマニフェスト実現に向けてどのように取り組んでいくのか。

答 (市長) 2202人の新たな雇用創出や市立病院の小児科の再開等、23年9月末現在で達成済み事業の8事業を含めた39の事業が進捗率5割を超えており、順調に進捗している。任期後半に向け、目標達成済み事業の再検証や社会状況の変化を踏まえた目標の再設定、

新たな事業の追加といった観点に基づき見直しを行う予定である。中でも、市庁舎の整備や公共施設の耐震化等については具体的な事業内容や目標を明示する必要があると考

結



中村 晴通

- 1 市長マニフェストについて
- 2 総合窓口のワンストップサービスについて
- 3 防災対策について
- 4 人権政策の推進について
- 5 市庁舎耐震化事業について
- 6 生活保護について
- 7 保育行政について
- 8 今後の農業のあり方について
- 9 本市のまちづくりの基本計画について
- 10 本市の経済について
- 11 河原工業団地の造成について
- 12 観光戦略について
- 13 循環型社会構築について
- 14 本市の教育について
- 15 市立病院の経営状態について

市長マニフェストの成果と市民の満足度について

問 マニフェストの目的は日本国憲法に定める国民の権利を保障するための1つの手段だと解釈しているが、市長のマニフェストが市民の基本的な権利や公共の福祉、生命、自由及び幸福の追求にどの程度貢献したと考えているのか尋ねる。

答 (市長) マニフェストの目的は、任期中に実施する具体的な施策や実施時期、

目標等を明示し、事後にその実施状況を検証することで施策の実施を担保することであると考えている。私のマニフェストでは「暮らしを支える夢をかなえる人を大切にするまち」を基本理念としており、これを実現するための、例えば市立病院小児科の再開や子どもの医療費助成の拡充、防災システムの充実といった各種取り組みは大いに市民の幸福や安全・安心につながっていると考えている。

- 1 市長の市政に取り組まれる姿勢について
- 2 公立鳥取環境大学の設立について
- 3 環日本海交流について
- 4 中山間地域対策について
- 5 市庁舎問題について
- 6 本市の福祉行政について
- 7 本市の観光振興について
- 8 本市の雇用施策について
- 9 本市の農業政策について
- 10 基盤道路整備と盛土造成地について
- 11 本市の廃棄物行政について
- 12 射撃場の整備について
- 13 学校教育の充実について
- 14 本市の水道事業の運営について
- 15 市立病院の事業経営について

清和会



金谷 洋治



平成22年度に整備が完了した鳥取国府地域の防災無線

財政健全化について

問 地域経済の低迷が雇用情勢の悪化を招く中、市長は「将来的に予見される大きな負担を次世代に先送りせず、できる限り小さな負担へと軽減する取り組みを推進することが明るい未来の展望の礎と考える」と明言したが、平成24年度予算編成にどのような工夫がなされたのか尋ねる。

答 (市長) 例えば、市有施設の整備に活用できる市債のうち、合併特例債ほど有利なものはなく、緊急性の高い耐震補強事業等に活用していくことが、有利な財源の当てがえない次世代の負担を大きく軽減し、本市発展の礎を築いていくことになるかと考える。平成24年度予算はこれらのことを踏まえながら、第9次の総合計画の財政見通しに照らし、健全な財政運営を図りながら耐震化推進などの取り組みを進める内容として

- 1 平成24年度予算案について
- 2 災害に強いまちづくりについて
- 3 安心の暮らしについて
- 4 わがまちの振興について
- 5 文化・教育施策について
- 6 水道事業について

公明党



桑田 達也



学校の耐震補強にも合併特例債が活用される

NPO支援について

問 厳しい財政の中、行政サービスを維持するにはNPO法人の存在が不可欠である。慢性的な活動資金不足に悩むNPO法人を資金面から支える専門家「フアンドレイザー」育成が始まった。NPO法人で働く人が総雇用の1割を占める先進国事例もあり、今後のNPO法人活動の基盤強化は雇用創出にもつながると考えるが、市長の見解を尋ねる。



NPOなどの支援を行うアクティブとっとり

答 (市長) NPO法人の自立的な活動を保障するような寄附文化の醸成は大きな課題である。今後もアクティブとつとりを窓口として、寄附税制の広報等を行い、市として可能な支援のあり方を検討していきたい。(経済観光部長) 本市では社会貢献ビジネスの起業を促進する補助制度を創設している。NPO法人の運営にはビジネスとしての事業性確保、雇用継続が重要であり、しっかり支援していきたいと考えている。

※フアンドレイザー
民間非営利団体(NPO)を資金面から支援するために寄付を集める専門家。米国では、プロの専門職として認知されている。

各個質問

福祉・医療

不育症について



平野真理子
(公明党)

問 不育症は治療すれば85%は治り、治療の一部が保険適用されることの周知が必要である。特に、流産を告知する医療機関では、不育症患者へのカウンセリングや相談の対応、支援体制が必要と考えるが、本市や市立病院の取り組みについて尋ねる。

答 (健康・子育て推進局長) 不育症に関する相談

は、専門的な知識や技術の習得が必要である。市として当面は、専門的な医療機関の紹介や、市のホームページでの相談窓口等の周知に努めたい。

(病院事業管理者) 当院では、不妊症看護認定看護師の資格を持つ助産師を産婦人科に配置し、相談やカウンセリングに対応している。広報については、

ヘパリン自己注射が保険適用となったので、情報を提供していきたい。

※不育症
妊娠はするが、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子供を持たない状態のことをいう。

※ヘパリン
血液凝固を抑制する薬であり、不育症治療法の一つとして使用されている。自己注射によって、通院によるストレスや時間的拘束への改善が期待できる。

介護保険について



田中 文子
(共産党)

問 介護サービスの充実によって給付が増えた分、介護保険料を引き上げることが、結果的に介護サービスの利用抑制につながるという認識はあるか。また、低所得者の負担軽減分を他の高齢者に転嫁せず、一般会計から繰り入れる方法について、市長の考えを尋ねる。



介護保険の窓口

答(市長) 介護保険料が上げられ、その分介護サービス利用料の負担能力が下がっている。しかし、介護サービス利用者が増え、介護サービス内容を充実させる中、介護保険料を所得に応じて引き上げることが必要と考えている。

なお、介護保険料の引き上げ抑制のため、一般会計から法定以上に繰り入れを行うことは、被保険者が保険料を出し合い、介護を国民全体で支えていくという介護保険の趣旨から、困難だと考えている。

笑顔があふれ、心やすらぐまちについて



谷口 秀夫
(公明党)

問 介護保険事業のうち、今年4月から創設される地

域密着型サービスには、訪問介護・看護の連携が必要となる事業もある。看護師が不足している本市において、中小の事業者の取り組みの可能性について尋ねる。

答 (福祉保健部長) 新年度から創設される定期巡回随時対応型訪問介護・看護は、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間での定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスである。

また、複数の居宅サービスと地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスも新設される。事業実施にあたっては、訪問介護などの事業者を含めた検討委員会を立ち上げること等を考えている。

看護職員養成機関の設立と誘致について



上杉 栄一
(新)

問 慢性的な看護師不足を抜本的に解決するためには看護職員養成機関を県東部へ誘致することが必要ではないかと考える。市長による企業誘致と同様の考え方で展開してはどうかと考えるが、市長の見解を尋ねる。

答 (市長) まず、鳥取県立鳥取看護専門学校等に対し、定員増について働きかける必要があるが、定員が増やせる状況でなければ、新たな養成機関の誘致が重要な解決策となる。看護師等の人材確保の促進に関する法律においても、地方公共団体は看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければ

ならない規定があり、医療福祉の充実はもとより、若者定住や雇用創出の面からも、市として養成機関の誘致の可能性を幅広く検討していきたいと考えている。



看護師不足の解決が求められる

高齢者バス運賃優待制度について



入江 順子 (新)

問 介護を受けず元気に暮らしている高齢者にとって、外出は大きな楽しみでもあり、健康保持にもつな



高齢者等バス運賃優待助成制度の定期券

がるものである。高齢者バス運賃優待制度のうち、平成24年度から廃止が予定されている回数券の助成について、利用者は制度の継続を願っていると考えるがどうか。

答 (市長) 回数券は切り取って使うため、高齢者にとって利便性が劣ると考えられ、他人への譲渡等の不適切な利用が疑われる状況や、一般回数券との仕分け作業等によるバス事業者の事務負担が大きい等の問題点がある。これに対し、定期券は乗れば乗るほどお得感が増すため、閉じこもり予防や社会参加の支援といった制度の趣旨により一層かなっている。定期券の割

引率を2割から3割に引き上げ、回数券から定期券へ

の切り替えを促していきたいと考えている。

まちづくり

市道街路樹の管理業務のあり方について



有松 数紀 (新)

問 本市の町並みや歩道の整備のあり方に関して、本市における植栽の整備基準が本来あるべきと考える。市道街路樹を継続的に適正管理していくためにも、整備計画や整備基準を定めることが必要だと考えるがどうか。

答 (市長) 本市では、通行の安全を第一とした街路樹管理を計画的・年次的に行ってきたところであるが、平成25年秋に開催される第



景観向上等に効果のある街路樹

30回全国都市緑化とっとりフェアに向け、地域の専門業者の一層の活用を図りながら、美しい緑あふれるまちづくりを推進することが大きな課題となっている。平成24年度から順次整備予定の管理台帳とあわせ、街路樹の現況を十分に把握するとともに適切な管理水準を定め、事業を展開していきたいと考えている。

まちづくりに関連して



橋尾 泰博 (結)

問 鳥取市中心市街地活性化基本計画に掲げる二核二軸構想を推進する上で、回遊性を高め、にぎわいの創出を図るために、二核二軸を結び循環バスを導入することを提案したいが、市長の考えを尋ねる。

答 (市長) 現在、二核二軸を運行する路線バス、いわゆる市内回り便は、現在75便運行されており、また「くる梨」は利用実績が増え、昨年度は利用者が過去最高の28万人を超えている。その上に新たに二核二軸を運行する循環バスを導入することは、中心市街地の回遊性を高める意味で、非常に魅力のある重要な取り

組みであるとともに、大変有効な方策と考える。今後、既存の市内回りの路線バスとの調整を行い、具体的に実施に向けた検討をしていきたい。



市民の交通手段として活躍する「くる梨」

叶工業団地の土地利用のあり方について



田村 繁巳 (公明党)

※二核二軸
「鳥取駅周辺地区」及び「鳥取城跡周辺地区」の二地区を中心市街地の核とし、その二つの核をつなぐ若桜街道、智頭街道を軸とした区域を基本とした本市の都市構造のこと。

問 今回の用途地域の見直

しは、土地所有者から地区計画案を提出することが前提であるが、農家や事業者に理解を得るのは難しい。地域全体に適用される地区計画を示す方が、土地所有者への誘導策に結びつくと考える。見直し方針を修正する余地はないか尋ねる。

答 (市長) 説明会では、

住民提案による地区計画の作成方法が分かりにくいという意見もあった。今後、地区計画作成の留意点や策定例等を手引書としてまとめ、地域が主体的にまちづくりを検討する場合や土地利用の転換を計画する際の参考にしていただくとともに、特定地域で用途見直しの要件が満たされるためにはどうすべきか等、地域住民と具体的な話し合いを行い、叶地区の工業専用地域の土地利用の転換が進むよう、支援していきたい。

※用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

多様な人々が共生する住民自治の推進について



結 椋田 昇一

問 地方自治法によると、

鳥取市に住所を有していれば外国人も鳥取市の「住民」であり、あえて排除しなければ住民投票の対象となるのは自明の理である。市自治基本条例における「市民」の定義を、地方自治法における「住民」の規定を基本として整理する必要があると考えるがどうか。

答 (市長) 市自治基本条

例では「市民」を「市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体」とかなり広く定義している。これに対して「住民」と「市民に準ずる者」とに分けてはどうかと

鳥取駅周辺再生基本計画について



新 砂田 典男

いう指摘だと考えるが、そういう定義を適用する場面や再定義する必要性等についても議論が必要であり、今後の検討の過程での議論を待ちたいと考えている。

問 鳥取駅周辺再生整備に

おいて、歩行者動線の確保・拡充が計画されている。今回の計画に伴い、日本一身体障がい者に優しいまちづ



整備が進められる鳥取駅周辺

くりを目指し、あらゆる対策を盛り込んだバリアフリー機能を整備してはどうかと考えるが、市長の見解を尋ねる。

答 (市長) 鳥取駅周辺は、

平成14年1月に鳥取市交通バリアフリー基本構想で重点整備地区に位置づけられ、今年2月に発表した鳥取駅周辺再生基本計画案で

安全・安心

消防分団定数の見直しの方針について



無所属 長坂 則翁

問 現在、消防団員は、定数1354人に対し、15人不足している。一方、急激に人口が増加している新興住宅地等では、団員ゼロの

もこの精神をしつかりと踏まえている。基本計画では、駅の南側を幅員3.5mの歩道付きの2車線道路とし、駅北側でも歩行者動線の確保を行っていく。関係団体、身体障がい者の団体等と十分協議を行い、バリアフリー化を最大限進めたいと考えている。



地域防災の要となる消防団員

ところもある。地域防災は安全・安心な地域づくりに向け、地域全体で取り組むべきであり、地域によって偏った団員配置の解消が必要である。防災体制強化の

視点からも、定数増に向けた見直しをすべきと考えるがどうか。

答 (市長) 消防団では、

消防団活性化対策検討委員会が行った、新興住宅地等との関係についてのアンケート調査結果を踏まえ、団員のいない地域についても、自主防災会との連携により、消防活動に支障が生じないようにする努力を重ねている。

地域での取り組み状況や消防団の意向を踏まえ、定数増や配分等について検討し、よりよい体制づくりにつなげたい。

除雪対策について



新 森本 正行

問 災害発生時、学校や地区公民館は避難場所とな

り、日常の生活道路や子供たちが朝晩通う通学道路は市民の避難通路になる。このことを踏まえ、地域防災計画の見直しに小型除雪機の優先配備を盛り込むべきと考えるがどうか。

答 (防災調整監) 地域防災計画では、大雪時の地域の対応として、集落等の生活道路の除雪や自治会、消防団等による助け合い等を位置付けている。このたびの見直しでは、市の取り組み、公助として小型除雪機の貸出配備や市職員除雪応援隊の対応を明記することとしており、避難所施設に至る道路等の除雪については地域の対応、共助としてお願いすることとしている。なお、小型除雪機の貸与については、現在、住宅数や除雪延長が多い地域を優先し配備しており、適切に対応していく。

市民の安全と庁舎機能について



石田憲太郎 (公明党)

問 災害の備えとしてリスク分散という考え方があり、庁舎は1つに統合するよりも現在の分庁舎体制の方が防災面でリスクの分散になるとの声があるが、防災という観点から庁舎のリスク分散について市長の所見を尋ねる。

答 (市長) 現在7つの建物に本庁機能が分散しているが、機能が分散しているだけで災害対策上のリスク分散ではない。市庁舎のリスク分散とは、災害で1つの庁舎が使用できなくなっても他の庁舎で災害対策本部の機能が十分発揮できるようにしておくことである。本庁舎で対策本部機能

が発揮できなくなれば、駅南庁舎で代替する予定としているが、地震に強い新庁舎が建設されれば、耐震性が確保されている駅南庁舎とでより適切なリスク分散を図ることができると考える。

鳥取市地域防災計画の見直しについて



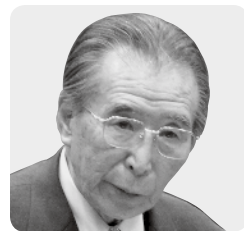
光 房安 (新)

問 東日本大震災は地震、津波、放射能災害が同時に起こった複合災害である。地域防災計画の見直しで一番大事なのは、複合災害に對してどう対応するかということである。それぞれが災害を教訓にした見直しと言えると考えるが、市長の所見を尋ねる。

答 (市長) 本市の地域防災計画は、東日本大震災を

踏まえ、その教訓を生かすことを大きなテーマとしているため、総合的に複合災害を想定した対処を考える必要がある。まずは個々の災害への対応をしっかりと検討するとともに、重複して災害が発生した場合に個々の災害の対策を基本としながら、柔軟な組み合わせによる対応を考えている。複数の災害が重なることを前提とした対応について必ず考慮したい。

鳥取市地域防災計画の修正について



光春 上紙 (清和会)

問 現在、地域防災計画の見直しが進められているが、東日本大震災を教訓として、想定外のことを想定するのが防災の基本だと考える

る。市長として、市民の安心・安全のためどこまで踏み込んだ防災体制とその整備を描いているのか尋ねる。

答 (市長) 東日本大震災の発生を受け、地域防災計画の見直しに着手するとともに、耐震診断や耐震対策を前倒しして実施している。ハザードマップ等の想定を知ることが必要だが、それに頼らず、臨機応変に迅速に対応することが危機管理では非常に重要である。

本市は、昭和18年の鳥取大地震、昭和27年の鳥取大火と大きな災害を経験しており、二度と悲劇を繰り返してはならないという強い決意のもと、日本一災害に強い防災のまち鳥取市を実現していきたいと考えている。



甚大な被害をもたらした東日本大震災



市庁舎整備

公正公平な住民投票 について



寺垣 健二
(結)

問 市長には、住民の多様な意見をまとめ、市民の納得のいく方向にまとめていく責務がある。住民投票条例成立後は、市長の持論ばかり主張せず、公正公平な住民投票が行われるよう、両論について市民にしっかりと説明していくべきと考えらるがどうか。

答 (市長) これまで、本市の案を決定するに当たり、数々の機会で内容を説明し、市民からの意見もいただいた上で、現在の基本計画案ができてきていることは理解いただきたい。

進にむけ、少なくとも50%を超えるような投票率にする具体的な方策について、市長の考えを尋ねる。

さらに、今一番求められているのは、住民投票を実施することと理解しており、今議会での住民投票条例成立を期待したい。財源面から考えても今の時期を逃してはならないことは、議会としても十分理解いただけるものと考えている。

住民投票条例について



中島 規夫
(清和会)

問 市長は、市長として正しいと考えることを説明しながら、正確な情報を速やかに、広く、正確に市民に伝えることが、住民投票に臨む態度と考えるがどうか。

また、住民投票の投票促進にむけ、少なくとも50%を超えるような投票率にする具体的な方策について、市長の考えを尋ねる。

答 (市長) 私には、市の方針として決定した内容を説明していく責任があると考えている。住民投票条例案可決後は、速やかに関連情報表等の情報を市民に広く提供し、客観的な資料に基づき選択を行っていたいくような最大限努めたい。

投票率の向上策としては、期日前投票所を増やすことや、バスによる送迎等、投票機会の拡大策について選挙管理委員会と連携をとり、検討する必要があると考えている。

市庁舎整備と住民投票について



角谷 敏男
(共産党)

問 議会が今検討している住民投票条例第12条の「市議会及び市長は、投票資格者の半数以上の投票を旨とし、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。」という規定に基づき、市長は議会とどういった情報を出すのか協議すべきと考えらるがどうか。

答 (市長) 住民投票条例が成立した場合、市庁舎の移転新築と現在地の耐震改修及び一部増築の2つの選択肢を比較する表を含め、市民が求める情報を広く提供していく予定である。住民投票の実施に当たっては、議会と執行部との間で

意見交換や話し合いを通じてお互いが意思疎通を図ることは当然必要だと考えており、この条例が適正に執行されるようにしていかなければならないと考えている。

まちづくり経費と市庁舎整備経費について



太田 縁
(無所属)

と民間が行う事業費も含めることとなり、また、跡地利用の具体的な計画の内容についても今後さらに検討する予定であることから、これらを含めた額をはっきり言える段階ではない。今のところ市庁舎の旧市立病院跡地への新築移転については設計費を含めた概算事業費74億8千万円とされており、実際には設計後厳密な額が算出され、入札等によって契約額が決まることとなる。

問 三重県松阪市庁舎の耐震補強工事では、市役所業務を行いながら工事ができたため、当初約33億円と言われていたものが4億円と変わった。言いかえれば、移転すれば経費がかかるという点にもなると思うが、市庁舎を移転新築した場合、移転に関わる費用を含め全体でどれぐらいかかるのか尋ねる。

答 (市長) 全体の額とな



旧市立病院跡地



現在の市役所本庁舎

経済・雇用

河原インター山手工業団地の建設促進について



山田 延孝 (新)

グリッドタウン構想の拠点地区のひとつとして、他の都市にはない付加価値の高い工業団地として、県外企業へも積極的にPRしていくことを考えており、新しい成長産業を呼び込む大きな力となるプロジェクトと位置付け、しっかりと進めていきたいと考えている。

問 河原インター山手工業団地の整備は、将来の鳥取市の発展に欠くことのできない重要な事業である。若者の流出を抑え、地元雇用による定住化の促進や地域活性化を推進するための重要施策であり、早期に整備することが重要と考えるが、市長の見解を尋ねる。

答 (市長) 河原インター山手工業団地整備事業は、本市南部地域の振興はもとより、全市の発展のため、ぜひとも進めなければならぬ重要な事業である。スマート



河原インター山手工業団地予定地 (中央斜線部)

※スマートグリッドタウン構想
スマートグリッドとは、電力の流れを供給側、需要側の両方から制御し、最適化できる次世代の「賢い」送電網のこと。このスマートグリッドを活用した都市づくりを通じて、地域の雇用創造につなげていくため、「鳥取市スマート・グリッド・タウン推進協議会」を設立し、再生エネルギー、スマートグリッド、植物工場の導入促進により、鳥取発の新たなエネルギーの地産地消モデルづくりを推進する取り組みのこと。

本市の雇用対策について



吉田 博幸 (清和会)

問 県内食材を用いた加工食品を製造する豊蔵合同会社の例が、中山間地域を盛り上げるモデルケースになり、企業と地域の共存共栄という理想の姿になることを期待している。事業成果を上げるためにも、農業団体や生産グループ等との調整や交渉にあたり、アドバイザーや交渉への参加が行政として必要と考えるが、具体的にどのような協力をしていくのか尋ねる。

答 (市長) 企業立地・支援課や佐治町総合支所が窓口となり、関係機関や生産団体、地元グループとの橋渡しをする体制もできている。中山間地域の生産者や

グループと連携し、新しい進出企業が販売網と加工技術を持って地元に着していき、モデル的事業と言える。また、本市の産業構造の再編・再出発という観点からも注目できるものと考えている。

雇用問題について



上田 孝春 (結)

問 地元の雇用を確保し、安定した雇用を守り、失業者を出さないためには、地元企業に対する力強い支援が必要と考える。市長は地元企業に対し、失業者が出ないための雇用対策等、どのような支援を考えているか尋ねる。

答 (市長) 地元企業に雇用を守っていただくことは

大変重要であるが、現在の雇用を守ることに對する市の助成制度を創設することは困難である。なお、これまで地元企業のうち、製造業以外のサービス業、小売業、卸売業等への支援制度は、製造業に比べて少なかったが、これ

農林水産業

耕作放棄地防止と再生への強化策について



寺坂 寛夫 (新)

加工品販売等による6次産業化を推進することができると考えるがどうか。



雑草に覆われた耕作放棄地

問 耕作放棄の原因として、農用地としての条件が悪さが挙げられるが、中でも鳥獣被害によるところが多いと考えられる。例えば柚子や梅、栗、銀杏等、鳥獣被害の少ないものの栽培を支援し、特産品づくりや

答 (農林水産部長) 鳥獣被害の少ない果樹等の植栽については、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の活用が可能であり、今後、市の

ホームページや農業委員会だより等を活用し、周知を図りたいと考えている。

また、シイタケの原木となるクヌギ等の不足が指摘されていることから、クヌギの造林に対する県の支援制度もあわせて、農家への周知に努めたいと考えている。

※第6次産業
農畜産物の生産（第一次産業）だけでなく、農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営など、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることをいう。加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させる。

水産業の振興について



湯口 史章
(清和会)

問 本市における水産業は、重要な産業だが、近年、漁業経費の高騰、水産資源

の減少、漁業環境の悪化、魚価の低迷、漁業就業者の減少と高齢化等、本市の漁業を取り巻く状況は厳しさを増している。市長は、現在の水産業の現状と課題をどうとらえ、今後どう取り組んでいこうとしているのか尋ねる。

答 (市長) 本市の水産業は、沿岸漁業と沖合底びき網漁業に分けられ、平成22年度における漁獲量は2680トン、漁獲高は14億2600万円、従事者数は378人と、平成13年当時と比べ減少しており、非常に厳しい状況である。また課題は、漁業者の高齢化、魚価の低迷、燃料の高騰等が挙げられる。

課題解決のため、県や県漁協と連携し、水産資源の保護、漁業経営の効率化、漁業就業者の確保等の施策を進めており、これからも振興に努めていきたい。

特用林産物の振興について



川瀬 滋子
(結)



本市の重要な特用林産物のシイタケ

タケは本市の大変重要な特用林産物であると位置づけされており、本市独自に販売促進に係る支援をしているところである。

また、シイタケの種菌購入や新規参入農業者に対し、「ほだ木」購入経費の支援を行っている。原木搬出のための作業道の整備や運びだした後の「ほだ場」の整備に関する支援については平成24年度、県が新規

問 シイタケの生産振興支援策は前進してきている。一方で生産者からは「ほだ木」を取りに行く作業道や運び出し後に集積しておく「ほだ場」の整備が重要な課題であるという声を聞く。県とも十分な協議をしながら、県と市による協働の取り組みができないか尋ねる。

答 (農林水産部長) シイ

教育

鳥取市のスポーツ振興について



高見 則夫
(清和会)

問 市民のスポーツに対する意欲、ニーズが大きく変化している中、市民との協

事業を打ち出すと聞いている。県とも協議しながら、シイタケの生産振興により一層努めたいと考えている。

※特用林産物
特用林産物とは、食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、山菜類等、非食用のうるし等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。
※ほだ木
シイタケの栽培をするときに、種菌を植えつける原木。クヌギやコナラ等の広葉樹が適している。

働によるスポーツレクリエーション振興を体系的・計画的に推進する指針として、スポーツ振興計画を策定する必要があると考えるがどうか。

答 (市長) スポーツは青少年の健全育成や地域社会の再生などにおいて大きな役割を担うものと認識している。本市では、第9次総合計画の中で生涯にわたって健康で豊かな人生を送るこ

中学校体育における武道必修化について



西川 洋々
(結)

とができるまちを目指し、市民がいつでもスポーツやレクリエーション活動を実践できる環境整備を推進することとしている。
(教育長) 平成24年度中に予定されている国及び県による計画の見直しを参考に、本市の実情に即したスポーツ推進計画を策定したいと考えている。

問 武道必修化への最大の課題は何といっても指導者の育成であり、安全対策である。本市では指導者の確保はできているのか。また、事故発生時の責任の所在と補償についてはどうなっているのか尋ねる。
答 (教育長) 現在、保健

体育教員のうち、柔道の有段者は14名いるが、教員以外の指導者確保について県教育委員会が進めている指導者の人材バンク制度の積極的な活用を考えている。

学校管理下で生徒に事故等が発生し、その原因として故意または重大な過失が認められない場合、責任は市が負う。事故補償は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と全国市長会の学校災害賠償補償保



平成24年度から中学校で必修となる武道

除で対応するが、外部指導者については、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険へ加入していただくことを考えている。

環境

ごみ問題について



伊藤 幾子
(共産党)

問 ごみの減量化には市民との協働が不可欠であり、

より一層の減量化を進めるには意識や価値観、ライフスタイルの転換が必要である。本市では第9次総合計画で年次の一人当たりの1日のごみの量の目標が示されているが、長期的な目標を市民に示すことについて尋ねる。

答 (市長) 持続可能な循環型社会を目指しつつごみの減量化を進め、ごみの適

正処理をしていくことが行政の責務だと考えており、周辺4町と連携を取りながらごみ処理の広域化を適切に進めているところである。なお、平成16年に「一

情報

情報インフラの整備について



木村 和久
(結)

般廃棄物処理基本計画」を策定し長期的な目標を定めているが、鳥取県東部広域行政管理組合とともに15年先を目標年次とする計画の改定を検討中である。

答 (市長) 情報通信網の整備は、整備時の技術動向やコスト等を考慮して整備しており、本市では、合併特例債等を活用し、全市域で整備を行った。

問 本市のケーブルテレビ網は、同軸ケーブル主体で整備されているが、近年は光ケーブルが主流となっており、スピード、容量、安定性ともすぐれ、光を超えるものはないと言われている。インターネットの普及に伴う市場ニーズの多様化を視野に入れると、光ケー

※同軸ケーブル
電気通信に使われる電線の種類のひとつで、テレビの接続などに主に使われる金属で作られたケーブル。

※光ケーブル
電気信号を光に変えて通信を行う、ガラス素材で作られたケーブル。

行財政改革

公共事業について



児島 良
(結)

る効果としては、駅前集客性の向上、周辺商店街への波及と回遊性の向上、民間投資の促進、空き店舗の減少等が見込まれる。また、魅力的な環境整備により商業活動が活発化し、市の税収が増加すると思われる。集客数については、新鳥取駅前地区商店街振興組合が、イベント計画等を検討している。計画ができれば、速やかに経済効果を算出したいと考えている。

問 地方自治法第2条には、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とある。本市では、鳥取駅前太平洋線再生プロジェクト事業について、市民の利便性が増すことにより増加する集客数や経済効果を、どの程度見込んでいるのか尋ねる。

答 (都市整備部長) 鳥取駅前太平洋線再生プロジェクト事業の施設等の整備によ



鳥取駅前太平洋線通りに設置されるシェルター(イメージ)

鳥取市庁舎整備に関する住民投票が

5月20日(日)に行われます

鳥取市庁舎整備について、「旧市立病院跡地への新築移転に賛成」または「現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成」の選択肢から1つを選んで○をつけて投票してください。

期日前投票は5月12日(土)～5月19日(土)の8日間、下記のとおり行われます。

- 鳥取市福祉文化会館、各総合支所…午前8時30分～午後8時
(※用瀬地域は用瀬地区保健センター)
 - イオンモール鳥取北…午前10時～午後8時(5月19日(土)は午後7時まで)
- ※いずれの場所でも投票ができます。

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例第2条第1項に規定する選択肢についての関連情報

比較項目	第1号案 ＜旧市立病院跡地への新築移転＞	第2号案 ＜現本庁舎の耐震改修及び一部増築＞	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市立病院跡地に、地上6階建ての新庁舎を建設する。 ・新庁舎は、耐震安全性の高いユニバーサルデザインに配慮した構造とする。 ・敷地内に平面駐車場と広場を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現本庁舎の6階建て部分は、耐震改修を行うとともに、建物本体については現状維持を基本とするが、設備(空調・給排水等)について一部改修を施す。2階建て部分は取り壊す。 ・敷地内に地上5階・地下1階(駐車場)建ての新第2庁舎を増築する。 ・敷地内に半地下駐車場とその上部に広場を設ける。 	
本 庁 舎 整 備	位 置	鳥取市幸町 71 他 (旧市立病院跡地)	鳥取市尚徳町 116 番地 (現本庁敷地)
	延 床 面 積	新庁舎：約 23,500 m ²	改修後の本庁舎：約 5,900 m ² 、 新第2庁舎：約 4,380 m ² (地上：約 3,650 m ² ・地下：約 730 m ²)
	耐 震 工 法	設計段階で決定	現本庁舎は免震工法、新第2庁舎は設計段階で決定
	駐 車 場	屋外平面駐車場：200 台	半地下・屋外平面駐車場：150 台
	建 設 費 概 算	約 74.8 億円 (設計・監理費約 2.7 億円含む)	約 20.8 億円 (設計・監理費約 0.8 億円含む)
	工 期	約 1 年半	約 2 年
	財 源	合併特例債：約 69.8 億円、 国庫補助金：約 0.7 億円、 基金：約 4.3 億円	合併特例債：約 17.6 億円、 国庫補助金：約 2.1 億円、 基金：約 1.1 億円
合併特例債の市の実質返済額	20 年間で約 24.6 億円 (1 年あたり約 1.2 億円)	20 年間で約 6.2 億円 (1 年あたり約 0.3 億円)	
本 庁 体 制	3 庁舎 (新庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎)	7 庁舎 (本庁舎、新第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、福祉文化会館、文化センター、さざんか会館)	

- 【参 考】
- 第1号案、第2号案とも、平成26年度中の整備完了を前提としています。
 - 建設費はあくまでも概算であり、今後、設計の段階で精査されます。
 - 建設費の範囲は、庁舎工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮駐車場等の経費は含まれていません。
 - 耐震性の不足している現第2庁舎の使用は前提としていません。
 - 建設費概算について、第1号案の新庁舎及び第2号案の新第2庁舎とも、耐震工法を免震構造とした場合で算出しています。
 - 第2号案では、着工に先立ち、文化財調査が必要となります。

2月定例会で審査された請願・陳情

請 願

《採択となったもの》

- 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願
(理由) 趣旨が妥当なため

《不採択となったもの》

- 消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する意見書提出を求める請願
(理由) 国において、今後議論がされるべきと考えるため

陳 情

《採択となったもの》

- 年金受給資格期間を10年への短縮を求める意見書提出を求める陳情
(理由) 趣旨が妥当と認められるため
- 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書提出を求める陳情
(理由) 趣旨が妥当と認められるため
- 看護・医療専門学校誘致についての陳情
(理由) 趣旨が妥当と認められるため

《不採択となったもの》

- 年金切り下げ、年金受給開始年齢の引き上げ案の撤回を求める意見書提出を求める陳情
(理由) 国において、税と社会保障の一体改革について議論されているが、持続可能な財源の見通しが確保されていないため
- 最低保障年金制度の実施を求める意見書提出を求める陳情
(理由) 国において、税と社会保障の一体改革について議論されているが、持続可能な財源の見通しが確保されていないため
- 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める意見書提出を求める陳情
(理由) 国において、税と社会保障の一体改革について議論されているが、持続可能な財源の見通しが確保されていないため
- 永住外国人住民の住民投票権付与を求める陳情
(理由) 鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例については、今2月定例会での議案提案を目指しており、永住外国人住民の住民投票権付与について再度検討することは困難と考えるため
- 国民医療と国立病院の充実強化に関する意見書提出を求める陳情
(理由) 独立行政法人の制度、及び組織の見直しの基本方針が閣議決定されているように国立病院の運営についても財政面での削減、及び自助努力は必要であると考えられるため
- 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出を求める陳情
(理由) 国の動向に反する内容であるため

平成24年第2回鳥取市議会臨時会附議案等議決結果 (平成24年4月9日開催)

区分	議案番号	案件名と概要	議決結果
予算 (1件)	87	平成24年度鳥取市一般会計補正予算(第1号) (補正前88,133,000千円 補正額56,884千円 補正後 88,189,884千円)	原案可決
その他 (1件)	88	鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者の指定について(鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者の指定について議決を得るもの)	原案可決
専決処分 報告承認 (2件)	89	専決処分事項の報告及び承認について(鳥取市税条例の一部改正について専決処分の報告及び承認(平成24年3月31日専決))	承認
	90	専決処分事項の報告及び承認について(公立大学法人鳥取環境大学が定めた料金の上限の認可について専決処分の報告及び承認(平成24年4月1日専決))	承認
報告 (2件)	6	専決処分事項の報告について(鳥取市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例について(平成24年3月30日専決))	報告
	7	専決処分事項の報告について(平成23年12月15日河原町稲常地内の市道稲常越路線を相手方車両が走行中、道路面に段差があり、通過した際に相手方車両の下部を破損したものの(平成24年3月23日専決))	報告

これまでの経過など(鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についての提案説明から抜粋)

本市議会では、平成21年2月定例会で「鳥取市庁舎等に関する調査特別委員会」を設置し、耐震調査を踏まえた鳥取市庁舎等のある方に関する検討を行ってまいりました。そして、改選後の平成22年12月定例会では、「鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会」を設置し、鳥取市庁舎建設に関する調査研究を行ってき

ております。鳥取市庁舎整備に関する住民投票については、平成23年8月23日第3回臨時議会において、地方自治法第74条の規定に基づき直接請求され上程された「鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定について」の審査を行い、「具体的に市民の判断ができてい

ない。」等の理由により、賛成少数で原案否決としたものであります。このような経過を踏まえ、本市議会では、鳥取市庁舎整備にあたり、平成23年9月27日に開催された会派代表者会において、議員提案で住民投票条例を制定

することを確認し、9月定例会最終日に「鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について」の提案説明から抜粋し、見直しを行うことを求めます。



条例制定採決の様子

人 事

(敬称略)

監査委員(同意)

湯口 一文(再任)

固定資産評価

審査委員会委員(同意)

神田 樹(新任)

人権擁護委員(推薦)

西山 満(新任)

平成24年2月鳥取市議会定例会附議案等議決結果（条例・その他）

区分	議案番号	件名と概要	議決結果
条例 (25件)	39	鳥取市暴力団排除条例の制定について（暴力団の排除に関し、市及び市民等の役割並びに市が行うべき事項を定めるもの）	原案可決
	40	鳥取市が設置する公の施設における暴力団排除のための関係条例の整備に関する条例の制定について（鳥取市暴力団排除条例の施行に伴い、鳥取市が設置する公の施設において暴力団の排除措置の規定を定めるもの）	原案可決
	41	鳥取市屋外広告物条例の制定について（屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を定めるもの）	原案可決
	42	鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について（水道法の一部改正に伴い、水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるもの）	原案可決
	43	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（職員を派遣することができる団体として、新たに鳥取市が設立した一般地方独立行政法人を加えるもの）	原案可決
	44	鳥取市税条例の一部改正について（市民税の分離課税に係る所得割の額の特例の廃止、個人の市民税に係る税率の特例の制定等の規定を定めるもの）	原案可決
	45	鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について（鳥取市鹿野町立町集会所を廃止するもの）	原案可決
	46	鳥取市市民活動の推進に関する条例の一部改正について（市民活動として新たに観光の振興を図る活動及び農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動を加えるもの）	原案可決
	47	鳥取市介護保険条例の一部改正について（介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率を改定するもの）	原案可決
	48	鳥取市特別医療費助成条例等の一部改正について（平成22年の税制改正で年少扶養控除等が廃止されたことにより所得税が課されるひとり親家庭に対し、従来どおり特別医療費の助成を行うとともに、所要の整備を行うもの）	原案可決
	49	鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（鳥取市児童健康支援センターの使用料の額を改定するもの）	原案可決
	50	鳥取市知的障害児通園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（児童福祉法の改正に伴い、鳥取市知的障害児通園施設の名称を鳥取市児童発達支援センターに改めるとともに、所要の整備を行うもの）	原案可決
	51	鳥取市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について（緑地面積率等に関する区分ごとの基準の改正に伴い、条例で定める緑地面積率等を変更するもの）	原案可決
	52	鳥取市鳥取砂丘情報館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（砂像の展示のための常設施設の完成に伴い、鳥取市鳥取砂丘情報館の施設の構成等を見直すとともに、鳥取市暴力団排除条例の施行に伴う所要の整備を行うもの）	原案可決
	53	鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（鳥取市三津生活改善センター等を廃止するもの）	原案可決
	54	鳥取市簡易水道事業給水条例の一部改正について（水道料金の特例を設けるとともに、用瀬町屋住給水区域の水道料金を改定するもの）	原案可決
	55	鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の整備を行うもの）	原案可決
	56	鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの）	原案可決
	57	鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（公営住宅法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの）	原案可決
	58	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（佐治地区農業集落排水施設等を廃止し、大村農業集落排水施設の設置区域に統合するとともに同施設の設置区域を見直すもの）	原案可決
	59	鳥取市公民館条例の一部改正について（社会教育法の一部改正に伴い、鳥取市公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を定めるもの）	原案可決
	60	鳥取市図書館条例の一部改正について（図書館法の一部改正に伴い、鳥取市図書館協議会の委員の委嘱の基準を定めるもの）	原案可決
	61	鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定の適用を受ける職員に準じて、介護休暇の承認を受けて勤務しない場合の給与の基準について見直しを行うもの）	原案可決
	62	鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について（鳥取市立病院の先進医療料の額を定めるとともに、所要の整備を行うもの）	原案可決
	86	鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正について（職員を派遣することができる団体として新たに鳥取市が設立した一般地方独立行政法人へ派遣され、引き続き再び職員となった者の在職期間の計算について所要の改正を行うもの）	原案可決
その他 (17件)	63	鳥取市・鳥取県職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約の変更について（職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約の全部を変更するもの）	原案可決
	64	鳥取市過疎地域自立促進計画の変更について（鳥取市過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度）の一部を変更するもの）	原案可決
	65	公立大学法人鳥取環境大学の中長期目標について（公立大学法人鳥取環境大学中長期目標を定めるもの）	原案可決
	66	鳥取市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について（鳥取市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定を締結するもの）	原案可決
	67	鳥取市と岩美町との定住自立圏の形成に関する協定の改正について（鳥取市と岩美町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するもの）	原案可決
	68	鳥取市と若桜町との定住自立圏の形成に関する協定の改正について（鳥取市と若桜町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するもの）	原案可決
	69	鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の改正について（鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するもの）	原案可決
	70	鳥取市と八頭町との定住自立圏の形成に関する協定の改正について（鳥取市と八頭町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するもの）	原案可決
	71	字の区域の新設等について（鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業の換地処分に伴い、字の区域を新設、変更及び廃止するもの）	原案可決
	72	鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（鳥取市都市公園の指定管理者に財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会を指定するもの）	原案可決
	73	財産の取得について（（仮称）若葉台スポーツセンター用地を取得するために議決を得るもの）	原案可決
	74	財産の無償譲渡について（鳥取市鹿野町立町集会所を地縁団体に無償譲渡するもの）	原案可決
	75	財産の無償譲渡について（鳥取市三津生活改善センター等を地縁団体に無償譲渡するもの）	原案可決
76	市道の路線の認定について（市道の路線を認定するもの（1路線））	原案可決	
77	市道の路線の変更について（市道の路線を変更するもの（1路線））	原案可決	
84	工事請負契約の締結について（工事名称：鳥取市立河原中学校屋内運動場改築（建築）工事 工事概要：鉄骨造平屋建 契約金額：219,450,000円 契約の相手方：鳥取市立河原中学校屋内運動場改築（建築）工事藤原・興洋特定建設工事共同企業体 代表者：株式会社藤原組 構成員：株式会社興洋工務店）	原案可決	
85	工事請負契約の締結について（工事名称：鳥取市弓道場新築（建築）工事 工事概要：鉄筋コンクリート造平屋建1棟、鉄骨造平屋建4棟及び木造平屋建1棟 契約金額：256,725,000円 契約の相手方：鳥取市弓道場新築（建築）工事ジューケン・都市特定建設工事共同企業体 代表者：株式会社ジューケン 構成員：株式会社都市建設）	原案可決	
人事 (3件)	78	鳥取市監査委員の選任について（鳥取市監査委員の選任について（再任）湯口一文）	同意
	79	鳥取市固定資産評価審査委員会委員の選任について（鳥取市固定資産評価審査委員会委員の選任について（新任）神田 樹）	同意
	80	人権擁護委員候補者の推薦について（人権擁護委員候補者の推薦について（新任）西山 満）	同意
報告 (4件)	2	専決処分事項の報告について（市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及び連帯保証人に対し、当該市営住宅に係る未納家賃、未納駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、訴えを提起したので報告するもの（平成24年2月8日専決））	報告
	3	専決処分事項の報告について（市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及び連帯保証人に対し、当該市営住宅に係る未納家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、訴えを提起したので報告するもの（平成24年2月8日専決））	報告
	4	専決処分事項の報告について（市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及び連帯保証人に対し、当該市営住宅に係る未納家賃、未納駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、訴えを提起したので報告するもの（平成24年2月8日専決））	報告
	5	専決処分事項の報告について（平成22年1月23日市立中学校の部活動中、部活動の外部指導者から暴力を受け、及び当該行為を目撃した相手方の一人が精神的苦痛を受けるとともに、これらに対する当該学校の対応も不十分であったとして、同年8月3日相手方が、鳥取市及び外部指導者に対し、損害賠償請求訴訟を提起した件について、平成24年1月12日の第11回口頭弁論において、相手方から和解の申出があったため、これに応じ、和解しようとするもの（平成24年2月7日専決））	報告
	5	鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について	原案可決
議員提出 (5件)	1	予算審査特別委員会の設置について	原案可決
	2	父子家庭支援策の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
	3	若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書の提出について	原案可決
	4	基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書の提出について	原案可決
	5	鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について	原案可決
委員会提出 (3件)	1	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出について	原案可決
	2	年金受給資格期間を10年への短縮を求める意見書の提出について	原案可決
	3	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を促す意見書の提出について	原案可決

※この日程は変更になる場合もああります。

25日(月)	閉会
24日(日)	休会
23日(土)	休会
22日(金)	委員会
21日(木)	委員会
20日(水)	委員会
19日(火)	質疑
18日(月)	一般質問
17日(日)	休会
16日(土)	休会
15日(金)	一般質問
14日(木)	委員会
13日(水)	委員会
12日(火)	一般質問
11日(月)	一般質問
10日(日)	休会
9日(土)	休会
8日(金)	開会・提案説明

6月定例会のお知らせ

議会広報委員会からのお知らせ

市民に親しまれる市議会だよりの一環として、市議会だよりの表紙写真を募集します。題材は、「市民の生活と暮らし(夏)」です。詳しくは、鳥取市議会のホームページ <http://www.city.tottori.lg.jp/>より)をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

発行日/平成24年(2012年)5月1日 編集発行/鳥取市議会

〒680-8571 鳥取市尚徳町118番地 ☎(0857) 20-3343 FAX 20-3049